

妊婦健康診査（超音波検査）公費助成の拡充について

区は、妊婦の経済的負担の軽減を図り、妊婦・胎児の健康確保と安全で安心な出産を迎えられるよう、東京都が令和5年度に開始した「東京都妊婦健康診査支援事業」を活用して、妊婦健康診査（超音波検査）の公費助成を現行の2回から4回に拡充します。

1 背景、経緯

東京都内の区市町村が実施する妊婦健康診査については、東京都地域保健事業連絡協議会（以下「五者協」といいます。）において、公費助成の検査項目及び助成単価を定めるとともに、都内共通受診票を発行し、都内在住の妊婦であれば、都内の指定医療機関どこでも利用できる、自治体間の相互乗り入れによる妊婦健診制度を運営しています。

一方で、令和4年度に東京都が実施した調査では、都内の妊婦健康診査の公費負担額が、全国平均よりも低いことが明らかになりました。理由としては、超音波検査の公費負担回数が都内では1回であるところ、他県では、国が望ましい基準※として示した4回であったことによるものと考えられます。これを受け東京都は、急遽、2回から4回までの超音波検査について令和5年度に補助事業を開始することになりました。

港区では、平成20年度から、超音波検査の公費負担の回数を区独自に1回上乗せして合計2回の公費負担を実施しておりましたが、今回の東京都の補助事業を活用して、国が望ましい基準として示している、合計4回の超音波検査の公費負担を実施することといたします。

【参考】妊婦健康診査の公費負担額平均

86,742円(都(H30.4.1現在)) < 105,734円(全国)

※ 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）では、妊娠初期から妊娠23週(妊娠6か月目ごろ)までの間に2回、妊娠24週から妊娠35週(妊娠9か月目ごろ)までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回の計4回とされています。

2 概要

(1) 拡充後の助成金額（一人当たり）

5,300円（超音波検査の五者協単価）×4回（区では現在2回実施）

(2) 助成対象

令和5年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦

(3) 対象者数 (想定)

約 2, 545 人

(4) 事業開始

令和 5 年 7 月 1 日 (予定)

(5) 受診票配布方法

① 令和 5 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに妊娠届を提出した妊婦

追加 2 回分の超音波検査受診票を個別に郵送

※ 受診票の追加送付前に 3 回以上超音波検査を受診した場合は、公費負担の範囲内において償還払いにより助成します。

② 令和 5 年 7 月 1 日以降に妊娠届を提出した妊婦

妊娠届の提出時に超音波検査受診票を 4 回分併せて配布

3 経費

28, 214 千円 (拡充に伴う増加分)

4 財源

超音波検査 2 回～4 回分の実施について、東京都が新たに創設した「東京都妊婦健康診査支援事業」補助金(10/10)を活用します。

5 今後のスケジュール (予定)

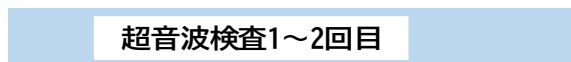
令和 5 年 6 月 令和 5 年第 2 回港区議会定例会補正予算案提出

7 月 事業開始

広報みなと、区ホームページのほか、みなと母子手帳アプリのプッシュ機能を活用して周知

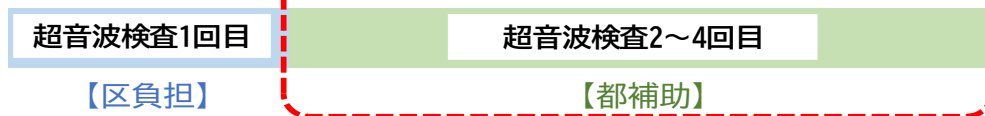
【参考イメージ図】

現行



【区負担】

拡充



【区負担】

【都補助】